

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

～ 充実したサービスでお客さまの資金決済をお手伝い！～

「京銀でんさいサービス」の取扱開始について

株式会社 京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）のサービス提供開始にあわせて、平成 25 年 2 月 18 日（月）よりでんさいネットの電子記録債権（でんさい）を活用した新しい決済サービスとして「京銀でんさいサービス」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「でんさい」とは、でんさいネットで取り扱われる電子記録債権のことをいい、紛失や盗難の心配がなく安心・安全であること、発行や搬送にかかる事務負担が軽減されること、印紙税や搬送コストが不要であること等事業者の皆さまにとって多くのメリットがあることから、手形や振込に替わる新たな決済手段として広がっていくことが期待されています。

「京銀でんさいサービス」は当行の「京銀インターネット EB サービス」を通じてご利用いただけ、でんさいの発生や譲渡等の基本的な取引のほか、でんさいの割引等にも対応しており、お客さまのニーズに幅広くお応えできるサービスの内容となっています。なお、本サービスの取扱開始に先立ち、2 月 4 日（月）より、ご利用申し込みの受付を開始しております。

記

[サービス概要]

1. サービス名称

「京銀でんさいサービス」

2. ご利用いただけるお客さま

法人または個人事業主の方で、「京銀インターネット EB サービス」をご契約の方
お申し込みにあたっては、当行所定の審査がございます。

< 「京銀インターネット EB サービス」 >
インターネットに接続できるパソコンから「お振込み」や「口座の照会」
「税金・各種料金の払込み」等が可能なサービス

3. 取扱開始日

平成 25 年 2 月 18 日（月）

4. 主なお取引内容とご利用手数料（1件当たり）

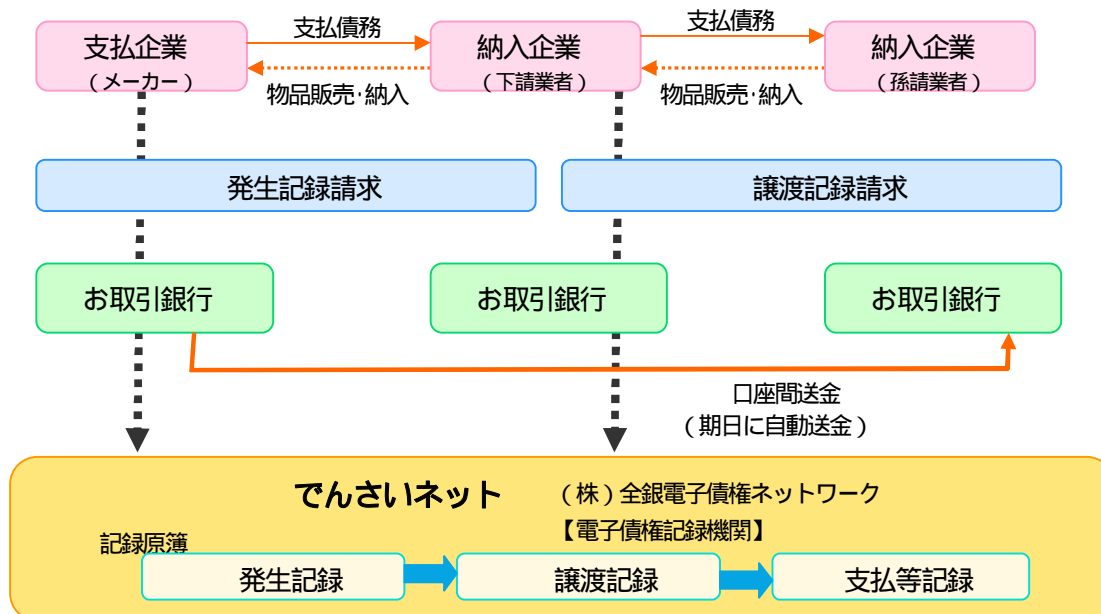
主なお取引内容			ご利用手数料（税込）	
			当行向け	他行向け
発生記録	債務者請求	支払人（債務者）が、利用者番号や口座番号で受取人（債権者）を指定し、取引金融機関を通じて「でんさい」を発生させるお取引です。約束手形の振り出しと同様です。	315円	630円
	債権者請求	受取人（債権者）が支払人（債務者）に対し、取引金融機関を通じて発生記録を行います。5営業日以内に支払人の承諾を得ることで成立します。	315円	630円
譲渡記録		「でんさい」の債権者（譲渡人）が取引金融機関を通じてお取引先等（譲受人）に「でんさい」を譲渡するお取引です。手形の裏書譲渡と同様です。	315円	630円
分割譲渡記録		「でんさい」は必要な金額だけ（一部）譲渡を行うことができます。譲渡記録と手続きは同じですが、譲渡する債権額を指定します。	315円	630円
口座間送金決済		手形取立と異なり、支払期日に受取人口座に自動入金されます。		210円
割引	全額	「でんさい」の債権者が、支払期日前に債権額の全部または一部を金融機関に譲渡することにより、資金調達することが可能です。商業手形割引と同様です。別途、割引ご利用にあたっての審査がございます。	315円	
	一部			

5. ご利用時間

当日取引 8:00～15:00、予約取引 8:00～21:00

12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、毎月第2土曜日はサービス休止日となります。

<でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ>



以上